

令和5年度 いじめ防止等に関する年間予定

月	重点目標	主な教育相談	いじめ防止等対策委員会
4 ・ 5	・ 学校生活への適応	・ オリエンテーション ・ 家庭環境と友人関係の把握 ・ 学級担任との個別相談 (チャンス相談・呼び出し相談) ・ 生活アンケート実施 (5月)	○ 第1回 (5月) ・ 基本方針の確認 ・ 生活アンケートによる実態把握と個別相談
6 ・ 7	・ 問題の様子検討 ・ 夏休みの生活	・ 学級担任との個別相談 (中総体後のチャンス相談など) ・ 教育相談アンケート (7月) ・ 三者面談	○ 第2回 (7月) ・ 生活アンケート後の情報交換 ・ 生徒の実態把握 (観察) ・ 対策, 支援の仕方など (面談)
8 ・ 9 ・ 10	・ 休み明けの実態把握 ・ 交友関係の把握	・ 休み明けの観察 ・ 交友関係の把握 ・ 学級担任との個別相談 (チャンス相談・呼び出し相談) ・ 部活顧問との個別相談 ・ 生活アンケート実施 (9月) ・ 教育相談アンケート (10月)	○ 第3回 (10月) ・ 夏休み明けの実態把握 ・ 対策検討 ・ 指導方針の再検討
11 ・ 12	・ 学習への適応 ・ 問題の様子検討	・ 1, 2年二者面談 ・ 3年三者面談 * 2回実施 ・ 教科担任との学習相談 ・ 市いじめ実態把握調査 (11月)	○ 二者面談による実態把握 ○ いじめ実態把握調査による実態把握と個別相談
1 ・ 2	・ 休み明けの実態把握	・ 学級担任との個別相談 (チャンス相談・呼び出し相談) ・ 生活アンケート実施 (2月)	○ 第4回 (1月) ・ いじめ実態把握調査後の指導結果と情報交換
3	・ 学年の振り返り ・ 次年度への適応準備	・ 新学年・卒業への心構え	・ 生活アンケート後の指導結果と情報交換 ・ 今年度の振り返り ・ 来年度に向けての課題確認

<備考>

いじめに関するアンケートを年間4回実施するとともに、いじめ防止等対策委員会を年間4回実施し、生徒情報の共有を学校全体として努める。また、いじめ防止推進対策法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生した場合は、「住吉台中いじめ調査委員会」を設置して調査を行い、その対応を図る。